

避難計画の実効性もないなかで原発の再稼働に反対を表明してください
福島原発事故の避難者への住宅無償支援を継続するよう求めてください

質問・要望書

2017年1月13日

新温泉町長 岡本 英樹 様

日ごろより町の皆様のご安全にご尽力され、また、おいしいカニや温泉場として関西の私たちにも豊かな自然の恵みを与えて下さっていることに感謝いたします。

新温泉町は、自然災害に対する防災計画の策定や避難弱者のリスト作成など、防災にも力を注がれていると伺っています。しかし、福島第一原発の事故により、大規模災害のリスクとして原発に起因する放射能災害への備えも町民の安全を守るために重要だと認識される市町が増えました。

福島原発事故から6年になろうとしています。いまだ事故は終息せず、多くの人々が避難生活を余儀なくされ、183名もの福島の子もたちに甲状腺がん及び疑いが見つかるなど、健康影響は深刻さを増しています。高浜原発の地元音海(おとみ)地区では、40年超えの運転に反対する等、立地地元でも反対の声があがっています。

このような中、関西電力は、1月5日の福井県知事訪問で、「今年は何としても再稼働したい」と高浜3・4号を早期に再稼働させようとしており、さらに、40年超えの老朽原発の高浜原発1・2号炉や美浜3号炉、それに大飯原発3・4号炉など若狭湾に面した原子力発電所を次々と再稼働しようとしています。国は再稼働を推進するばかりで、避難計画については、規制委は審査さえ行わず、内閣府は自治体を「支援する」だけで、責任は自治体に追わせています。これ自体が全く無責任なことです。

このような中、新温泉町も二つの点でこれら原発で事故が起これば関わらざるを得ない状況にあると思います。この点にかかる下記の質問について、現状と今後の方向を伺いたく思います。

第一に、新温泉町は原発事故の際の小浜市民の一部595名の広域避難受け入れ先になっています。新温泉町民が安心して受け入れできる避難計画なのか、小浜市民が本当に安全・安心に暮らしていけるような施設・設備等が整っているのかが、具体的に問題になります。

第二に、むしろ重要な問題として、新温泉町自体が原発事故による放射能被害を蒙る可能性があります。新温泉町は島根原発の西120kmに位置しますが、高浜原発から約95km、大飯原発から約110km、美浜から約130km西に位置しており(市庁舎位置)、兵庫県が2014年に実施したシミュレーション結果でも、東風に乗って放射能雲が数時間で到達する可能性があるとの予測結果が出ています。井戸知事は2014年2月27日の兵庫県議会で、高浜原発で事故が起こった場合「神戸市にプルームが到達するのは、最短で2時間」と答弁しています。福島原発事故では100km圏の茨城県でも深刻な被曝をうけ、600km離れた静岡県でもお茶の出荷停止措置が取られました。若狭湾の原発で事故が起これば、新温泉町にも大きな被害が及びます。

原子力規制委員会は、「基準に適合している」ことを確認するだけで、「安全」とは言いません。実際に、原発の耐震安全の根拠とする地震動は過小評価のままです。熊本地震を目の当たりにした元原子力規制委員会委員長代理の島崎邦彦氏からの過小評価警告も無視しています。

関西電力など電力会社は、若狭湾に立地する原発の事故時の放射能の被ばく線量を、福島原発事故で放出された放射能の1000分の1との想定にして「安全」宣伝をしています。

福島原発の汚染水は有効な対策ができず、汚染水タンクが増えるばかりです。関西電力の各原発の

事故発生時の汚染水対策は、放水砲とシルトフェンスだけです。放水で大気中に放出される放射性物質を撃ち落とし、シルトフェンスで拡散を防ぐというのです。原子炉に向けて放水された大量の水は高濃度汚染水となり、ザルのようなシルトフェンスから海洋に漏洩されます。福島原発事故のような原子炉建屋から海や地下水に流れ込む汚染水への対策はありません。日本海に面した新温泉町にとっても、カニ等の漁業資源の被害は深刻になるのではないのでしょうか。

(安全性の問題については、カラーリーフレットを参照してください)

町民の命と安全を守り、温泉の町として全国から癒しを求めて観光客が訪れる新温泉町の自然を守るため、原発の再稼働に反対と表明してください。

また、以下の質問と要望に答えてください。

【質問事項】

1. 避難元の小浜市民の受け入れについて

新温泉町の避難所は健康公園体育館と浜坂体育センターの2箇所です。

- (1) 我々のアンケート(2014年11月)では、浜坂体育センターは土砂災害区域にありますが、避難所を変更するなどの対策をとっておられますか
- (2) 各避難所の一人当たりのスペースはいくらですか。通路等のスペースは確保されていますか。各避難所は、車椅子用のスロープやトイレはありますか。
- (3) 女性・乳幼児・高齢者・障がい者等の要援護者の数は把握していますか。要援護者に配慮した福祉避難所や設備等を確保・検討していますか。
- (4) 避難元の小浜市と相談・調整はできていますか。小浜市から避難所の訪問等がありましたか。
- (5) 兵庫県のシミュレーションにもあるように、新温泉町が被災・被ばくした場合には、小浜市住民の受け入れはできないのではないですか。この点について、小浜市と話し合いはされていますか。

2. 昨年8月27日の福井県・京都府の広域防災訓練について

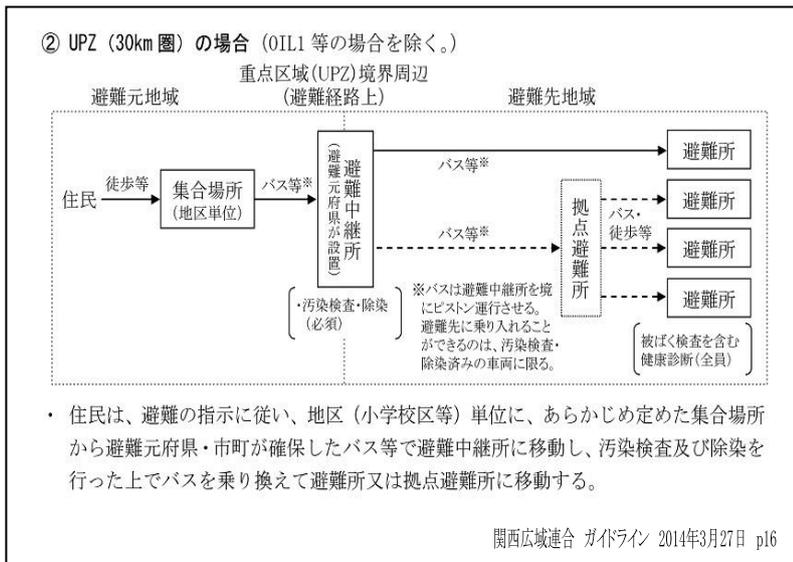
9千人参加の大規模訓練として実施されましたが、避難訓練に参加した住民は、福井県の場合約850名で、約4,000人は10分程の「屋内退避」訓練でした。住民の安全にとって欠かせない汚染検査もずさんなままで、こんな検査に基づく検査証では避難者の後々の被ばくによる健康被害の証拠資料にもなりません。また、受け入れ市町としては十分な除染もできないままの人や車両が避難してくる可能性が高く、この訓練内容のままでの避難車両受け入れは汚染の拡散に繋がってしまいます。

これらのずさんな訓練の実態は別途お送りしている「監視行動の報告集」に問題の詳細が克明に列記されています。以下に、いくつか紹介します。

・避難中継所の「あやべ球場」の問題点

舞鶴若狭道から避難中継所として指定された綾部球場へは1車線交互通行の幅しかなく、数千台の避難車両により中継所も自動車道も麻痺し大混乱が想定されます。また、人の汚染検査は屋外で行い、長時間の待機中に被ばくが懸念されるうえ、外気の影響により正しい線量測定もできません。

そして検査を担当する自治体職員は長時間の屋外業務となりますが、防護服の着用さえありませんでした。



・汚染検査と除染の簡略化・省略の実態

上記の混乱を緩和するためか、車両はワイパーとタイヤ部のみの測定で、の汚染が基準値以下の場合、人の汚染検査は省略されます。車両の汚染が基準値以上の場合でも、職場や学校や農作業など別々の環境に居た家族であっても、代表者だけの検査で済ませました。

・安定ヨウ素剤配布での「簡易問診」。福井県では服用指示なし
避難者を甲状腺がんから守るた

めに、安定ヨウ素剤の配布・服用指示は重要な訓練の筈です。集会所での配布では、わずか1分程の「簡易問診」のみで、日ごろ盛んに強調している「副作用」についての説明はなしに等しいものでした。服用の指示は、京都府ではありましたが、福井県住民には出されませんでした。

・要援護者の訓練は事実上皆無で、施設に電話確認をするだけ等でした。【資料1 東京新聞 2016. 8. 29】

(1) このような訓練や計画、国の指針では、住民の安全確保や、避難先への汚染拡大を防止することはできないのではないですか。

3. 汚染検査の基準 120 Bq/cm² (40,000cpm) について

- この値は小児の甲状腺等価線量 300mSv に相当し、安定ヨウ素剤服用基準 50 mSv の6倍です。
- また、法令^{※1}で定められている「放射線管理区域外に物を持ち出す基準」4 Bq/cm²以下の30倍です。

(1) このような基準では、避難する小浜市の子どもや住民の汚染・被ばくの早期発見と安全確保、及び避難先である新温泉町への汚染拡大を防止することができないのではないですか。

国の検査基準のままでは、避難計画は被ばく計画となってしまうのではないのでしょうか。

4. バスおよび運転手の確保

(1) 中継所から避難先までの移動は、避難先の手配となっています。30 km圏内に設置される避難中継所から避難所までのバスや運転手の確保はできていますか。

5. 熊本地震を踏まえた「屋内退避」について

熊本の教訓として、震度7の揺れに2度立て続けに襲われた場合、新耐震基準の家屋や集合住宅も安全とは言えないことが明らかとなりました。朝日新聞 (2016年8月3日) は各原発の5~30キロ圏にかかる21道府県と135市町村にアンケートをした結果、71の自治体が、大規模地震発生時において屋内退避は不安と回答しています。滋賀県の三日月知事は8月2日の記者会見で「国が『屋内にとどまって』と指示しても、熊本地震の家屋倒壊で見られたように、屋内でどこまで安全に過ごせるのか課題があり、国の指針を変えていく必要がある」として「屋内退避の見直し」を国に求めましたが、

※1 電離放射線障害防止規則 3条・31条・32条など <http://law.e-gov.go.jp/htmldata/S47/S47F04101000041.html>

国は現状維持の姿勢を崩していません。

(1) 熊本地震を踏まえれば、「屋内退避」も困難です。再稼働の前に、「屋内退避」の見直しが必要ではないですか。

6. 安定ヨウ素剤の事前配布等について

(1) 安定ヨウ素剤は放射能を浴びる前に服用することで本来の効力を得られます。緊急時に混乱なく配布し服用するために、少なくとも 30km 圏では事前配布すべきではないですか。

・30km 圏内は事故時に緊急配布するとなっていますが、市町の職員を含め、避難準備をする中での配布は困難です。福井や京都北部等の住民は 30km 圏内も事前配布を求めています。

(2) 30km 圏のひたちなか市、50km 圏の篠山市は事前配布を実施しています。30km 圏外の西脇市が備蓄、大阪府の箕面市も備蓄しています。新温泉町では備蓄を検討されていますか。

(3) 新温泉町にモニタリングポストはありますか。可搬式の線量計はいくつ、どこにありますか。

(4) 原発事故が起これば河川や水源の森林は汚染されます。安全な水の確保について検討されていますか。現在どれくらい備蓄がありますか。

7. 原発事故から避難している「自主避難者」の住宅無償支援について

今年 3 月末で原発事故の「自主避難者」に対する無償支援が打ち切れようとしています。いまだ避難区域の線量は高く、子どもの安全を考えると帰還させることは出来ません。2012 年に議員立法で成立した「子ども被災者支援法」で避難の権利が認められています。その最低限の措置が住宅無償支援です。

3 月に無償支援が打ち切れれば、母子避難や高齢者を抱えた世帯は、たちまち生活苦に追い込まれます。何の落ち度もなく、国と電力会社が進めてきた原発によって被害をうけているのです。福島県や国は災害救助法に基づく支援を 3 月で打ち切りを決めました。これまでの支援で、避難先の兵庫県等各自治体には、求償や特別交付税で国から支払いがなされています。

(1) 当面の応急措置として、自治体の独自策として、無償支援を継続し、避難者の生活を守るべきではないですか。

【要望事項】

1. 福島原発事故の検証や避難計画の実効性が確保されない限り再稼働に反対と表明してください。

2. 福島原発事故によって避難している「自主避難者」の住宅無償支援を、自治体独自に継続するよう兵庫県に求めてください。

避難計画を案ずる関西連絡会

(連絡先団体：グリーン・アクション／原発なしで暮らしたい丹波の会／脱原発はりまアクション／
原発防災を考える兵庫の会／美浜の会)

この件の連絡先：美浜の会 大阪市北区西天満 4-3-3 星光ビル 3 階 TEL 06-6367-6580 FAX 06-6367-6581